

アンケート調査ご協力のお願い

令和5年7月11日

各地方公共団体
個人情報保護条例担当部局 御中

愛知県弁護士会
情報問題対策委員会
委員長 加藤 光宏

平素は、格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

当委員会は、国民の情報主権の確立を目指し、「知る権利」、「自己情報コントロール権」等の情報主権に関する実態の調査研究、情報公開、個人情報保護等の法制度に関する調査研究、情報問題に関して愛知県弁護士会のとるべき方策の立案などの活動をしています。

今般、改正個人情報保護法が令和5年4月1日に施行され、地方公共団体の個人情報保護制度は法律によって全国的な共通ルールが規定されるとともに、全体の所管も個人情報保護委員会に一元化されることになりました。

そこで、法改正に伴い、貴県・貴市における個人情報の取扱いにどのような変更があったかを調査いたしたく、本アンケート調査にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、別紙の回答書を令和5年8月31日までに当会までFAXにてご返信いただけますと幸いです。また、ご返信の際には、回答書と共に貴県・貴市の個人情報保護条例（改正前・改正後）もご送付ください。

ご多忙とは存じますが、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

以上

<担当>

愛知県弁護士会 情報問題対策委員会 委員長 弁護士 加藤 光宏
電話 052-212-8100

愛知県弁護士会 第2課人権法制係

電話 052-203-4410

FAX 052-204-1690

【別紙】

回 答 書

1. 貴県・貴市では、個人情報保護法の改正に伴い、個人情報保護条例を改正しましたか。
2. 貴県・貴市における個人情報保護審査会・審議会の設置について教えてください。

個人情報保護審査会	(条例改正前)	設置あり	設置なし
	(条例改正後)	設置あり	設置なし
個人情報保護審議会	(条例改正前)	設置あり	設置なし
	(条例改正後)	設置あり	設置なし
3. 法(条例)改正以前、貴県・貴市の個人情報保護審査会・審議会にはどのような権限が与えられていましたか。その根拠となる条文を記載して下さい。
4. 現在、貴県・貴市の個人情報保護審査会・審議会にはどのような権限が与えられていますか。その根拠となる条文を記載して下さい。
5. 法改正以前は、個人情報保護の規律の対象について法律と異なる規定を設けることが許容されてきました(上乘せ条例等)。今般の改正により、規律の対象について変更がありましたか。あった場合、どのような変更がありましたか(ただし、上記の個人情報保護審査会・審議会に関する事項を除く)。

質問は以上となります。ご協力ありがとうございました。

お名前 () 電話番号 ()